

以下ホームページ等を参照の上、申請必要な飛行か確認の上申請手続きを実施ください。
また、申請不要な場合も航空法をご理解の上、安全な飛行をお願いします。

日本模型航空連盟

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

国土交通省ホームページを参照ください

(随時更新されています、申請都度ご確認ください)

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html#a。

1. 100g以上の無人航空機は登録とリモートID搭載が2022年6月20日以後義務付けになります。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html

2. 飛行ルールの対象となる機体

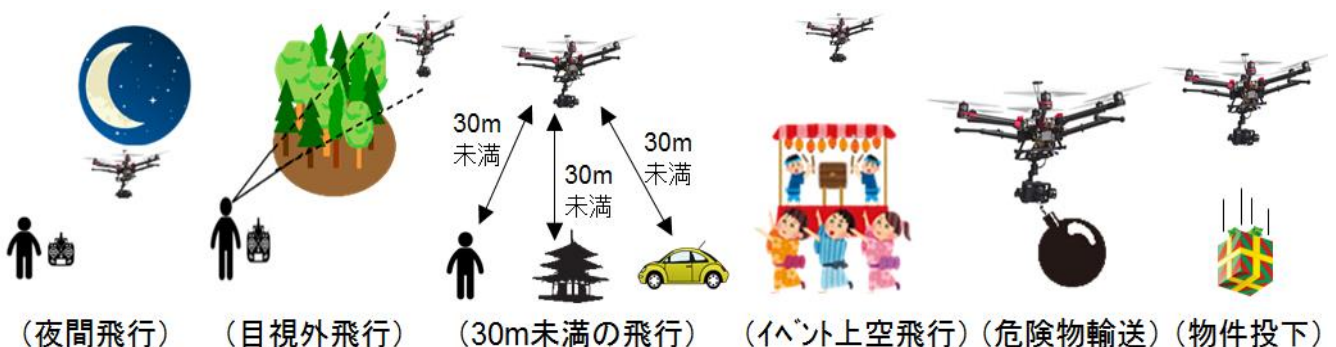
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000040.html

3. 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域について

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html

許可が不要な空域でも、飛行の目的や飛行方法によっては、許可が必要となります

<承認が必要となる飛行の方法>



ラジコン機（無人航空機）を屋外で飛行させる場合は、下記の手続きが必要です。

1. ドローン登録

2. リモートID搭載

(ただし、法律施行日以前にドローン登録申請の無人航空機及び

リモートID除外特定区域届出を提出の場合は、免除される)

3. 飛行禁止空域（空港周辺、高度150m以上、人口密集地上空）又は、前記の承認が必要となる飛行の方法の場合は、事前に飛行許可申請が必要。

注) 飛行許可申請にて許可を受けても、リモートID免除は、別途届出が必要です。

このひな形は、日本模型航空連盟の仕様に準拠した機体を有視界飛行の遠隔操縦で飛行させる場合のものです。
マルチコプターなどこのサンプルに該当しない場合は、飛行条件に合わせて個別に申請のこと。

(様式1)

記入箇所は全て青字で
記入が好ましい。

申請は飛行開始日の10開庁日前までに行う。

●●●●年 ●●月 ●●日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 (カテゴリーII 飛行)

☐新規 ☒更新^{※1} ☐変更^{※2}

管轄の空港事務所長宛に申請。

●●●●空港事務所長 殿

何れかにチェック。

クラブの会長等 責任者の名前、
住所、携帯番号、メールアドレスを
書き込む。

【代行申請】

氏 名 又 は 名 称 連盟飛行クラブ
及 び 住 所 東京都港区新橋1-18-1
並びに法人の場合は代表者の氏名 代表 連盟 太郎
(連絡先) 090-●●●●-●●●●

E メール: ●support1@jmaj.jp

申請したい期間の年月日を記入する。
最長1年。日の出～日没は必ず記入する。
更新の場合は、前期限の翌日から一年間。

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による許可及び同法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	☐ 業務	☐ 空撮 ☐ 報道取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業 ☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス ☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配 ☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応等		
	☒ 趣味			
	☐ 研究開発			
	☐ その他 ()			
立入管理措置	☒ 補助者の配置 ☒ 立入管理区画の設定 ☐ 立入禁止区画の設定 ☐ その他 ()			
飛行の日時 ^{※3}	令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日 日出～日没			
飛行の経路 ^{※4} (飛行の場所)	●●県●●市●●付近 ●●川水面及び河川敷上空 (別紙1参照)			
飛行の高度	地表等からの高度	400m	海拔高度	420m
申請事項及び理由	☐ 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称) ☐ 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面 錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称)			

飛行経路は
●●県●●市 ●川●橋上流●m付近の
水面及び河川敷
等、具体的に記入する。

地表等からの高度は 400m以下で 2ページ備考のように
管轄航空管制部に問い合わせ後、問題ないとの回答を
受けた高度を記入する。例：400m

海拔を含めた高度を
10m単位で記入

		☐ 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 ☒ 地表又は水面から 150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m以内の空域を除く。） ☐ 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 競技会参加の為の練習、その他個人の趣味の飛行のため。							
	飛行の方法 (第 132 条 の 86 関 係)	☐ 夜間飛行 ☐ 目視外飛行 ☐ 人又は物件から 30m以上の距離が確保できない飛行 ☐ 催し場所上空の飛行 ☐ 危険物の輸送 ☐ 物件投下 【第 132 条の 86 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】							
無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号		登録記号等							
		☒ 別添資料のとおり。様式 2、別紙 1、別紙 3 及び別紙 4 のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。							
無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項		機体認証書番号※ ⁵		☐ 第一種					
				☐ 第二種					
		型式認証書番号※ ⁵		☐ 第一種					
				☐ 第二種					
		☒ 別添資料のとおり。様式 2 のとおり確認済。 日本模型航空連盟が定める仕様、別紙 4 のとおり。 ☐ 申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。※ ⁵ ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。							
無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項		無人航空機を飛行させる者							
		技能証明 ※ ⁶	技能証明書番号						
			区分		☐ 一等		☐ 二等		
			限定事項	種類					
				総重量					
	飛行の方法								

変更しない

[illegible]

着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行

- ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行
- ・地表又は水面から 150m 以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m 以内の空域を除く。）における飛行
- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・夜間における目視外飛行
- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・催し場所の上空の飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

- ※5 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において（様式2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。
- ※6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において（様式3）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。
- ※7 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(様式2)

このページは変更しない

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等	別紙3クラブ会員名簿による				
製造者名	自作		型式又は名称	別紙1の無人航空機の特徴欄による	
総重量※1	日本模型航空連盟規定による				
機体認証書番号	☐ 第一種		型式認証書番号	☐ 第一種	
	☐ 第二種			☐ 第二種	
	☐ 申請する飛行の内容が、使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。			☐ 申請する飛行の内容が、無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。	

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、改造概要及び4. の項も記載すること。※2

改造の有無 : ☐ 改造していない / ☐ 改造している (→改造概要及び4. を記載)

改 造 概 要

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合には、それらに従わない具体事項及び4. の項を記載すること。

使用条件等指定書／無人航空機飛行規程に従わない具体事項

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合に加え、機体認証無人航空機においては使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、次の内容を確認すること。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること(構造上、必要なものを除く。)	■適 / □否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	■適 / □否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	■適 / □否

遠隔操作の機体※3	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否/ □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	■適 / □否/ □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	■適 / □否/ □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	■適 / □否/ □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	■適 / □否/ □該当せず
自動操縦の機体※4	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ ■該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否/ ■該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否/ ■該当せず

※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。

※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌（点検・整備記録）の写しを添付することができる。

※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

(様式3)

クラブ名に続き会員と書き込む。

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者	「●●フライングクラブ会員（別紙3）」						
無人航空機 操縦者 技能証明	技能証明書番号						
	区分		□一等			□二等	
	限定 事項	種類					
		総重量※1					
		飛行の方法					
□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。							

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10 時間以上の飛行経歴を有すること。 ※2	■適 / □否
知 識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	■適 / □否
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	■適 / □否
能 力	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	■適 / □否
	遠隔操作の機体 ※3 GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否
	GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を 90° 回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	■適 / □否
	自動操縦の機体 ※4 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	□適 / □否
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

※1 総重量は最大離陸重量とする。

※2 飛行経歴を証明する参照資料として、飛行日誌（飛行記録）の写しを添付することができる。

※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

このひな形は、日本模型航空連盟の仕様に準拠した機体を有視界飛行の遠隔操縦で飛行させる場合のものです。
マルチコプターなどこのサンプルに該当しない場合は、飛行条件に合わせて個別に申請のこと。

- ・クラブの状況に応じて、適宜修正を加えてください。
- ・申請先の管理官から記載内容について個別に指示がある場合は、調整してください。